

人の輪

HUMAN CIRCLE

ヒューマン サークル

No.69 発行 岸和田市人権協会 岸和田市
事務局 人権推進課・人権教育課 TEL423-9562
2014年3月23日(日)発行

一人ひとりが大切にされ、
笑顔が広がる岸和田市です。

学び、働き、出会い、夢をはくくむまち。
だれもがキラキラと輝いて暮らせる明るいまちを！



桜台中学校2年 生徒作品



朝陽小学校6年 児童作品



土生中学校1年 生徒作品



産業高等学校3年 生徒作品



浜小学校4年 児童作品



東光小学校1年 児童作品



天神山小学校3年 児童作品



城東小学校5年 児童作品



葛城中学校3年 生徒作品



太田小学校2年 児童作品

Calendar 2014

4 Apr
S M T W T F S
1 2 3 4 5
6 7 8 9 10 11 12
13 14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30

5 May
S M T W T F S
1 2 3
4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17
18 19 20 21 22 23 24
25 26 27 28 29 30 31

6 Jun
S M T W T F S
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30

7 Jul
S M T W T F S
1 2 3 4 5
6 7 8 9 10 11 12
13 14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30 31

8 Aug
S M T W T F S
1 2
3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23
24 25 26 27 28 29 30

9 Sep
S M T W T F S
1 2 3 4 5 6
7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27
28 29 30

10 Oct
S M T W T F S
1 2 3 4
5 6 7 8 9 10 11
12 13 14 15 16 17 18
19 20 21 22 23 24 25
26 27 28 29 30 31

11 Nov
S M T W T F S
1
2 3 4 5 6 7 8
9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22
23 24 25 26 27 28 29

12 Dec
S M T W T F S
1 2 3 4 5 6
7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27
28 29 30 31

Calendar 2015

1 Jan
S M T W T F S
1 2 3
4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17
18 19 20 21 22 23 24
25 26 27 28 29 30 31

2 Feb
S M T W T F S
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28

3 Mar
S M T W T F S
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30 31

パワー・ハラスメントをなくそう

- 1 発行・傷害
(身体的な攻撃)
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
(精神的な攻撃)
- 3 隔離・仲間はずし・無視
(人間関係からの切り離し)
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
(過大な要求)
- 5 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
(過小な評価)
- 6 私的なことに過度に立ち入ること
(個の侵害)

告では左記のことが挙げられています。

パ ワー・ハラスメントとは、職場における人間関係を背景とした「いじめ」です。法律的な定義はありませんが、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とされています。

従来、この種の問題は個人的なこと、限られた人間同士の問題と考えられてきました。しかし、そのために精神的に傷つき、仕事に集中できなくなったり、職場に行くのが苦痛となり退職を余儀なくされたり、中には自殺にまで至るケースもあり、まさに人権問題であると言えます。

本来、使用者は、労働者に働きやすい環境を提供することが義務付けられています。パワー・ハラスメントは、労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為であるばかりでなく、企業にとっても働く人たちの仕事に対する意欲や職場全体の生産性の低下を招くことにもなります。パワー・ハラスメントをなくすため、研修などを通じて啓発・予防に努めるとともに、問題が起きたときには速やかに解決するための相談窓口を含めた体制整備を図ることが必要です。パワー・ハラスメントは人権侵害です。人権意識を高め、普段からのコミュニケーションを大切にしましょう。

ご存知ですか？

戸籍謄本・住民票などの 第三者交付に対する本人通知制度

戸 籍謄本や住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したときに、希望する本人に、交付したことをお知らせする制度です。

本来、戸籍謄本や住民票の写しなどは本人及びその代理人しか入手することができません。そのため交付窓口では本人確認を行い、なりすましなど本人以外からの不正な請求を防止しています。

ただし、特定事務協任者（公証人、司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理人・行政書士の8士業）は職務上請求用紙により、戸籍謄本等取得することがあります。しかし、職務目的以外で入手することはできません。

ところが、職務上請求用紙が偽造され、全国で1万件以上の戸籍等が不正に取得される事件が平成23年10月に発覚しました。

戸籍謄本等は大切な個人情報です。不正な取得によって差別や犯罪に悪用されることのないようしなければなりません。

一人でも多くの人が登録することで戸籍謄本等の不正請求や不正取得を防止することにつながります。皆さんも登録し、大切な個人情報を自分の手で守りましょう。

登録の申し込み、お問い合わせは直接 市民課（☎423-9451）へ

○登録が必要ですが、本人通知を希望する人は登録が必要です。お越しになった方の運転免許証・旅券・住民基本台帳カードなどの本人確認書類（代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類も必要）を持参し、市民課へ。本市の戸籍に記載されている（いた）人が対象です。

○登録が必要ですが、本人通知を希望する人は登録が必要です。お越しになった方の運転免許証・旅券・住民基本台帳カードなどの本人確認書類（代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類も必要）を持参し、市民課へ。本市の戸籍に記載されている（いた）人が対象です。

人権相談 ひとりで悩まずご相談ください。

- ・人権相談（電話・面談）市役所人権推進課 ☎423-9562 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- ・人権擁護委員による人権相談（面談）市職員会館 毎週 金曜日 午後1時～午後4時
- ・常設人権相談（電話・面談）☎438-6501 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
大阪法務局岸和田支局（上野町東24-10）
- ・DV（配偶者等からの暴力）のご相談
DV専用相談電話 ☎423-6060 / ☎443-0303 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
- ・[セクハラやDVなどのご相談]
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・[いじめや体罰などのご相談]
子どもの人権110番 ☎0120-007-110 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・外国人のための人権相談 ☎06-6942-9496
〈中国語〉毎週 水曜日 午後1時～午後4時 〈英語〉毎月第1・3 水曜日 午後1時～午後4時

男女共同参画社会の実現に向けて考えてみましょう



ワークライフバランスとは

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

ご感想をお聞かせください。

「人の輪」を読んで、どんな感想を抱かれましたか？皆さまの率直なお声を今後の紙面づくりに反映したいと考えています。はがきやFAXなどで、お名前、住所をお書きの上、「人の輪」に対する感想、ご意見、ご希望などをお寄せください。お寄せいただいた感想等にかかる個人情報は厳密に管理し、他の目的には使用いたしません。

はがき 〒596-8510
岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所 人権推進課宛

FAX 423-4644

Eメール jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

人権を みんなで守って・守られて 初めて出る明るい社会！

思いやり 未来に繋がる 言葉
お互いが 笑顔つくれる 行動を
支えあう 気持ちがあれば 差別無し
みんなで耕す心の畑 みんなで植えよう真の種
小さな一言 大きな爪痕 二度と消えないその言葉
育てよう信じる心認める心！
無くそうよ見て見ぬ振り心と無関心！
挨拶が 心の壁を低くする
僕と君 違いがあってもあたりまえ だけど おんなじ
あいさつは心をつなぐ宝物
やめよう なくそう 言葉の暴力
誰だって 命の重さ 一緒だよ
捨てよう偏見 育てよう人権
相手の立場で考えよう その一言その態度
まず始めよう 認め合ふこと 許し合ふこと
大丈夫？ 小さな声かけ 人助け！
ネット利用 モラルと人権 忘れずに
優しい笑顔 心つないで 明るい未来
「ありがとう」の一言は みんなが笑顔になる言葉
あなたもきつと嬉しいはず つらい時の優しい言葉

※敬称略・順不同

中下 利恵
（吉田 豊）
（丸谷 嘉徳）
（唐谷 繁則）
（野内 克則）
（奥村 朋広）
（秋元 豊）
（福井 徹也）
（木梨 俊之）
（黒木 孝一）
（和田 育久）
（北林 忠政）
（甲田 弘幸）
（植林 正和）
（河内 一城）
（松石 久秀）
（中垣 洋二）
（米田 雅彦）
（福岡 宏典）
（田中 博志）
（落合 佳子）
（木本 量也）
（下中 利恵）

平成25年度 人権を守る作品「標語」入選者 市民の部